

## 社会福祉法人網走桂福社会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人網走桂福社会の評議員、役員（理事長、常務理事、理事及び監事をいう。以下同じ。）及び委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員に、職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、常勤の職員である者には支給しない。

### (報酬の額の決定)

第3条 全理事の報酬総額は、年間 188 万円以内とする。

2 全監事の報酬総額は、年間 24 万円以内とする。

3 役員等の報酬の額は、別表に掲げるとおりとする。

### (報酬の支給日)

第4条 月額を報酬を支給する役員については、毎月 21 日に支払うものとする。

2 日額を報酬を支給する役員については、報酬支給の事由が発生した日の属する月の翌月 21 日に支払うものとする。

3 前2項の場合において、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、繰り上げて支払うものとする。

### (報酬の支給方法)

第5条 報酬は、口座振替の方法により支払うこととする。

2 月額を報酬を支給する役員が月の途中で就任又は退任した場合の支給額については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 新たに役員に就任した場合は、その日からの日割計算により支給する。

(2) 任期満了、辞職、失職等により退任した場合は、その日までの日割計算により支給する。ただし、死亡により退任した場合は、死亡した日の属する月の報酬の全額を支給する。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金を控除して支給する。

### (費用弁償の額及び支給)

第6条 役員等が職務のため会議等に出席したときは、費用弁償として別表に定める額を支給する。ただし、常勤の職員である者には支給しない。

2 役員等が、旅費規程により旅費の支給を受けて出張したときは、前項の費用弁償は支給しない。

### (公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月14日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

別表（第3条及び第6条関係）

役員等の区分及び報酬額等

役員等区分	報酬額		費用弁償	
	区分	金額	区分	金額
理事長	月額	40,000円	会議等出席1回につき	3,000円
常務理事	月額	100,000円		
理事	日額	10,000円		
監事	日額	10,000円		
評議員				
評議員選任・解任委員会委員				
苦情解決第三者委員				